



第二條 市町村長は、内地人の内地（昭和二十一年司法省令第四十七號昭和二十年勅令第五百四十二號）ツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く出生及び死亡の届出等に關する件第一條に掲げる地域を除く。以下同じ。における出生及び死亡につき、戸籍法による届出（死亡については官廳又は公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付して來た場合を除く。）、一箇月分を集計して、別記様式による人口動態統計月報を作成して、翌月十日までに府縣知事に送付しなければならない。

市町村長から府縣知事へ人口動態統計月報を送付する場合は、府縣支廳又は地方事務所を經由しないで、直接府縣知事に送付しなければならない。

第一項の人口動態統計月報の用紙は、内閣統計局で調製して市町村長に交付する。

第三條 市町村長は、人口動態統計月報を作成するための補助表として、人口動態統計月計表を用ひ、毎日第二條第一項の規定によつて統計しなければならない届出を割線法によつて記入し、毎月末日に各欄の數を加算してその合計を求め、これを人口動態統計月報の該當欄に記入しなければならない。

第四條 死産については、市町村長は、埋火葬認許證申請書により、前三條の規定に準じて人口動態統計月報を作成し、これを府縣知事に送付しなければならない。

第五條 婚姻及び離婚については、その届書を受理した市町村長は、その届書により、第三條及び第三條の規定に準じて、人口動態統計月報を作成し、これ

を府縣知事に送付しなければならない。

第六條 府縣知事は、市町村長から人口動態統計月報の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、計算誤り等があればこれを當該市町村長に訊ねて訂正した上、報告した市町村名を記した送狀を添へて、調査月の翌月三十日までに内閣統計局に送付しなければならない。

第七條 離島その他の地域で交通不便等のため第二條及び前條の期限までに入口動態統計月報の送付が困難なものについては、内閣統計局長は、地域を限制別に期限を定めることができる。

第八條 この閣令では、市町村には、東京都、京都府、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の區を、東京都長官及び北海道廳長官を、府縣支廳には、東市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の區の區長を、府縣知事には、東京都長官及び北海道廳長官を、府縣支廳には、東京都支廳及び北海道廳支廳を含む。

#### 附 則

この閣令は、昭和二十一年七月分から、これを適用する。

### 人口動態調査令施行細則の一 部 改正

今般人口動態調査令施行細則は次の如く改正された。

第二條 市町村長は、その日に受理した届出について

は、人口動態調査票を、その日のうちに作成し、その記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しなければならない。

第三條 市町村長は、次の各號によつて人口動態調査票を取りまとめなければならない。

一 每月一日から十四日までに届け出られた出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について作成した人口動態調査票の中から、前月中に事實の發生した分を取り分けること

二 每月一日から末日までの前號以外の人口動態調査票の一箇月分を取りまとめること

三 前號の人口動態調査票の一箇月分と第一號の規定により取り分けられた人口動態調査票の翌月分

とを取りまとめること

四 前號の手續を終へたときは、出生票、死亡票、死産票、結婚票及び離婚票ごとに枚數を検査し、帶紙を以て一括し、さらに各種の人口動態調査票の全部を一括すること

前項第二號に規定する毎月一日から末日までの一箇月を人口動態調査票の調査月と稱する。

組合市町村では、一市町村ごとに人口動態調査票を別括にしなければならない。

第四條 市町村長は、前條の手續を終へたときは、人

口動態調査票市町村送致目録を作成して、人口動態調査票の括にこれを添附し、人口動態調査票の調査月の翌月十五日に、必ず府縣知事に向けて送り出さなければならぬ。

第七條中「調査月」を「人口動態調査票の調査月」に改める。

第二條中「調査月」を「人口動態統計月報の調査月」に改める。